証券コード　9709
平成26年６月４日

株　主　各　位

大 阪 市 中 央 区 城 見 一 丁 目 ３ 番 ７ 号
日本コンピューター・システム株式会社
代表取締役社長　　松　　木　　謙　　吾

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成26年６月19日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　　時　平成26年６月20日（金曜日）午前10時
２．場　　　所　大阪市中央区城見一丁目３番７号　松下IMPビル16階
当社本社会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目 的 事 項
報 告 事 項
1.　第48期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.　第48期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第１号議案　当社と株式会社アクセスとの合併契約承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役14名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

４．議決権の行使についてのご案内
(1)書面による議決権行使の場合
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年６月19日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。
(2)インターネットによる議決権行使の場合
　次頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成26年６月19日（木曜日）午後５時30分までにご行使ください。

以　上

〜〜〜

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ncs.co.jp/ir/shareholder.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
◎本総会の決議のご報告は、上記当社ウェブサイトに掲載する方法によりお知らせする予定です。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

２．議決権行使のお取扱いについて

(1)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2)議決権の行使期限は、平成26年６月19日（木曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3)書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

３．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

４．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1)パソコン用サイトによる場合

①画面の解像度が、横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。

②次のアプリケーションをインストールしていること。

1)ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降のMicrosoft® Internet Explorer

2)PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(2)携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能な機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

５．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］　0120-652-031　(受付時間　9:00～21:00)

(2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］　0120-782-031　(受付時間　9:00～17:00　土日休日を除く)

以　上

添付書類

事　業　報　告

（自　平成25年４月１日
至　平成26年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国をはじめとする新興国経済の先行きなどの懸念材料もございましたが、政府の経済政策や日銀の金融緩和策などが好感され、円安・株高が進行し、大企業を中心に景況感の改善が見られるようになるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

情報サービス産業におきましては、スマートフォンやタブレット端末の企業内活用、クラウドサービス、ビッグデータ活用といった新たなサービスへのニーズに加え、Windows XPのサポート終了に伴う端末の更新需要が高まりを見せるなど、ＩＴ投資に対する姿勢が前向きなものへと変化してきております。このようななか、当社グループは、金融業・官庁向けなどの得意分野や成長分野の確立・拡大に向け、経営資源の重点配置を行いました。製造業・流通業・サービス業向けなどの分野では、顧客に最適なＩＴサービスの提供を実現するための技術補完と受注機会の拡大を目的とした同業他社とのアライアンスを積極的に推進いたしました。また、生産性向上のためのソフトウェア開発の工業化（ファクトリ化）に向けた取り組みや当社が保有するソリューション・ノウハウのクラウド化、ローコストでのアウトソーシングビジネスの積極的な展開、ハード面・ソフト面一体となった365日24時間サポートの強化に注力いたしました。さらに、平成25年11月からは新たな事業展開の一つとして、ＡＲ（拡張現実）技術を用いた付加価値サービス『ＣＡＸＡＳ（かざす)』の提供を開始し、ＣＡＸＡＳを活用したＢtoＢウェブ通販サイト『のべる亭』・『プレミアムnoveltei』の営業を開始いたしました。

この結果、システム開発売上が前期実績をやや上回ったほか、システム機器等販売においてはパソコンなどの販売が好調に推移し、当連結会計年度の売上高は153億74百万円（前期比4.1％増）となりました。

利益面につきましては、プロジェクト統制の強化や生産性の向上に向けた取り組みにおいて、一定の成果が表れてきておりますが、研究開発費の増加や一部の不採算プロジェクトの影響などにより、営業利益は２億98百万円（前期比1.6％増）となりました。また、持分法による投資損失などの営業外費用の計上により、経常利益は１億62百万円（前期比40.4％減)、当期純利益は43百万円（前期比80.5％減）となりました。

（２）対処すべき課題

次期のわが国経済は、政府の経済政策が下支えするなかで景気の回復基調が続くことが期待され、国内ＩＴサービス市場予測においても、緩やかではありますがプラス成長が見込まれております。しかしながら、ウクライナ情勢の悪化や中国経済の減速など不安要素もあり、予断を許さない状況が続くと思われます。

このような状況のなか、当社グループは次の施策に取り組み、事業拡大とコスト削減により業績の向上に努める所存でございます。

・得意領域への経営資源の重点配置
・金融・社会インフラ事業の基盤マーケットに対応するための技術のファクトリ化
・技術特化戦略による生産性の向上と品質の確保
・競争力のある付加価値技術を形成・定着させるための技術ノウハウのナレッジ化
・グループ会社を活用したアウトソーシングビジネスの積極的な展開
・グループ全体によるハード面・ソフト面一体となった365日24時間サポートの提供
・上級スペシャリスト育成による品質の向上と適正な利益の確保
・ＰＭＯ（プロジェクトマネジメントオフィス）によるプロジェクト統制強化の更なる徹底
・継続的コスト構造改革の推進による採算ラインの改善

また、当社と株式会社アクセスは、平成26年３月25日開催の両社の取締役会の決議に基づき、平成26年６月20日開催予定の両社の株主総会における株主の承認を前提に、平成26年８月１日の効力発生を目処とした両社の合併について合併契約を締結いたしました。

合併後の新会社は、両社の特徴を活かし、相乗効果と機能補完を図ることにより、企画から保守・運用までＩＴのライフサイクルに係るお客様の課題を一貫して解決できる企業となることを目標としております。これまでの経営資源、技術ノウハウ等を活かしつつ、企業価値の更なる向上を目指し、対等の精神をもって事業運営を行うことで、両社株主をはじめ全てのステークホルダーの期待に応えてまいる所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

（３）資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、経常的な資金調達のみであり、増資や社債発行による資金調達は行っておりません。

（４）財産及び損益の状況の推移

区　　分	第45期 (平成23年３月期)	第46期 (平成24年３月期)	第47期 (平成25年３月期)	第48期 (平成26年３月期)
売　上　高（百万円）	16,943	15,201	14,773	15,374
経 常 利 益（百万円）	△ 53	△452	271	162
当期純利益（百万円）	△ 80	△1,280	224	43
１株当たり当期純利益（円）	△ 7.11	△113.00	19.78	3.86
総資産合計（百万円）	15,423	14,008	14,122	13,960
純資産合計（百万円）	7,426	6,081	6,664	6,692

（注）１．△印は、経常損失、当期純損失及び１株当たり当期純損失を示しております。
２．１株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除して算出）により算出しております。

（５）重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
エ　　ブ　　リ　　㈱	80 百万円	100%	コンピュータ機器保守 施設工事・消耗品販売 システム運用支援
恩喜愛思(上海)計算機系統有限公司	1,300 千米ドル	100%	システム開発 ＳＩ運用支援 ソフトウェア製品販売
ＮＣＳサポート＆サービス㈱	10 百万円	100%	システム開発サービス 事務支援サービス 運用支援サービス

（６）主要な事業内容

当社グループは、企業システムの構築を中心に、システムの設計・開発から運用支援・保守までの一貫した総合情報サービスの業務を行っております。

① システム開発

システムの設計、ソフトウェアの開発及びパッケージソフトウェアのカストマイズを行っております。

② サービス

コンピュータ機器の保守を行うハードウェア保守サービス及び企業のコンピュータシステムに対する全般的な支援サービスを行うシステムサポートサービスを中心にサービス業務を行っております。

③ システム機器等販売

コンピュータ機器及び周辺機器、自社開発パッケージソフトウェア、他社開発パッケージソフトウェアの販売を行っております。

（７）主要な拠点等

会社名	主要拠点
日本コンピューター・システム㈱	（本社）　大阪市中央区 （東京本社）　東京都江東区 （名古屋支社）　名古屋市中村区
エブリ㈱	（本社）　大阪市中央区 （東京支店）　東京都港区 （名古屋支店）　名古屋市中村区 （京都支店）　京都市中京区
恩喜愛思（上海）計算機系統有限公司	（本社）　中国上海市
ＮＣＳサポート＆サービス㈱	（本社）　大阪市中央区

（８）使用人の状況

職種別の名称	使用人数
営業職	79名
技術職	984名
総括職・事務職	130名
合計	1,193名

（注）　使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

（９）主要な借入先

借　入　先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	725百万円
三井住友信託銀行株式会社	603百万円
株式会社近畿大阪銀行	586百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社シーエーシーより、平成25年12月17日付で東京裁判所において、当社が株式会社シーエーシーから受注し、平成16年から平成21年の間に開発・製作した基幹ソフトウェアシステムに関して、当社の債務不履行及び不法行為により損害が生じたとして損害賠償金12億93百万円及びこれに対する平成26年１月28日から支払済みまで年６分の割合による金員の支払を求めた訴訟を提起されております。

かかる訴訟については、当社としては債務は無いものと考えており、本件訴訟において、当社の考えを適切に主張していく所存です。

２．会社の株式に関する事項

（１）発行可能株式総数　：　32,760,000株
（２）発行済株式の総数　：　11,793,600株
（３）単元株式数　：　100株
（４）株主数　：　1,856名
（５）大株主の状況　（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ＺＥＮ	2,851 千株	25.10 %
日本電気株式会社	2,605 千株	22.94 %
日本コンピューター・システム従業員持株会	636 千株	5.60 %
高岸俊二	335 千株	2.95 %
三井住友信託銀行株式会社	244 千株	2.14 %
株式会社三井住友銀行	150 千株	1.32 %
住友生命保険相互会社	141 千株	1.24 %
株式会社近畿大阪銀行	132 千株	1.16 %
日本生命保険相互会社	118 千株	1.04 %
松木謙吾	101 千株	0.89 %

（注）　当社は自己株式438,723株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。（持株比率は自己株式を控除して計算しております。）

３．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松　木　謙　吾	
代 表 取 締 役	濱　口　忠　三	執行役員専務
取　　締　　役	高　原　宏　和	執行役員常務　東京本社担当
取　　締　　役	石　原　清　和	執行役員　第一事業本部長
取　　締　　役	山　口　満　之	執行役員　第二事業本部長
取　　締　　役	高　森　正　延	執行役員　事業推進本部長
取　　締　　役	山　下　政　司	執行役員　管理本部長 恩喜愛思（上海）計算機系統有限公司　董事長
取　　締　　役	佐　藤　　誠	日本電気株式会社　執行役員
常 勤 監 査 役	北　本　壽　一	
監　　査　　役	白　井　裕　之	弁護士　（白井裕之法律事務所　代表）
監　　査　　役	生　田　　誠	日本電気株式会社　パブリック企画本部長

（注）１．佐藤誠は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．白井裕之及び生田誠は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．当社は、監査役白井裕之を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
４．当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
・平成25年６月21日開催の第47期定時株主総会において、佐藤誠が新たに取締役に選任され、また生田誠が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
・平成25年６月21日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって、宮島明は取締役を退任いたしました。
・平成25年６月21日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって、加藤雅典は監査役を辞任いたしました。

（２）取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	報酬等の額	摘　　要
取　　締　　役	９名	78,750千円	うち社外取締役１名　450千円
監　　査　　役	４名	13,440千円	うち社外監査役３名 1,200千円
計	１３名	92,190千円	

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第40期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人部分給与は含まない）と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第40期定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
３．上記人数及び報酬等の額には、直前の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役１名及び直前の定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役１名を含んでおります。
４．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。

（３）社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

・社外取締役佐藤誠は、日本電気株式会社の執行役員を兼職しており、同社は当社の大株主であり、当社との間でソフトウェア受託・開発及びコンピュータ機器の仕入等の取引関係があります。

・社外監査役白井裕之は、白井裕之法律事務所の代表を兼職しており、当社と同事務所との間に重要な取引関係はありません。

・社外監査役生田誠は、日本電気株式会社のパブリック企画本部長を兼職しており、同社は当社の大株主であり、当社との間でソフトウェア受託・開発及びコンピュータ機器の仕入等の取引関係があります。

②主な活動状況

・社外取締役佐藤誠は、平成25年６月21日の就任以降に開催された取締役会８回のうち７回に出席し、当業界における知識と経験の観点から、議案・審議について必要な意見を述べております。

・社外監査役白井裕之は、当期に開催された取締役会12回及び監査役会８回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜質問、助言、意見を述べております。

・社外監査役生田誠は、平成25年６月21日の就任以降に開催された取締役会８回のうち７回、監査役会６回すべてに出席し、当業界における知識と経験の観点から、社外の立場で適宜質問、助言、意見を述べております。

③責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

４．会計監査人の状況

（１）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額

28,000千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額

28,000千円

(注)当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分することができないため、上記の金額には合計金額を記載しています。

（３）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断される場合、取締役会は監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

５．会社の体制及び方針

（１）業務の適正を確保するための体制

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コーポレートガバナンス

・経営に係る重要事項の意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規則」に則り、取締役会において行っています。

・執行役員制度の導入により「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行」を分離し、取締役会の監督機能強化と執行役員によるより機動的な業務執行を図っています。

・監査役は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役及び執行役員の職務執行を監査しています。

②コンプライアンス

・「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」を制定し、全社員に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス指導を定期的に実施しています。

・「実施統括責任者」を任命し、また各部門に「実施責任者」を置き、各々の部門におけるコンプライアンスの方針展開、指導及び危機管理を管掌し、その実施と結果についての責任を負うこととしています。

・コンプライアンスに関する計画及び施策の審議並びに重要な共通施策の導入及び実施の推進・支援のため「コンプライアンス推進委員会」を設置しています。

・当社グループの全社員が利用できる内部通報窓口を設置しています。

・「行動規範」において、反社会的勢力とのいかなる関係も拒絶すると定めています。
反社会的勢力に対しては、警察や弁護士等と連携し断固とした姿勢で臨みます。

２．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、代表取締役社長を議長とする経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行います。

②執行役員制度の導入により、業務の執行を執行役員に委譲することにより、業務執行の効率化を図っています。

③日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門の責任者が適正かつ効率的に執行しています。

３．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会等重要な会議の議事録及び関連資料並びに稟議書は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人がいつでも閲覧できる状態を維持しています。

４．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社の業務推進に伴う損失の危険（以下、「リスク」という）の管理については、各担当部署及び各委員会（情報セキュリティ委員会、品質マネジメントシステム推進委員会、コンプライアンス推進委員会、内部統制委員会）にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っています。

②新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定めます。リスクが現実化し、重大な損害が予測される場合には、関係諸規程や行動基準により迅速に対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整えます。

５．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社等の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に従い事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についての事前協議を行っています。

②当社のコンプライアンス基本方針及び行動規範は、グループ会社共通として適用し、推進しています。

③グループ会社へ当社より取締役及び監査役を派遣することにより、効率的業務の遂行及び業務の適正適法を監視できる体制を構築しています。

④当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切性を確保しています。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき組織として監査室が担当しています。監査役の補助業務については、取締役の指揮命令を受けません。

②監査室の人事権に係わる事項の決定については、事前に常勤監査役の同意を得ます。

７．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役は常勤監査役に、経営会議等重要な会議への出席を要請しています。

②監査役はいつでも、取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができ、その場合には、取締役及び使用人は速やかに報告します。

③取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事象を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

④代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を行っています。

⑤監査役と監査室は、意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行っています。

⑥監査役は、会計監査人と監査に関する意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行っています。

（２）株式会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項として認識しており、継続的に検討をしておりますが、現時点での買収防衛策は導入いたしておりません。

（３）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の向上、財務体質の強化を図ることで安定的な配当を継続することが重要と考えております。剰余金の配当につきましては、収益状況に対応した配当を行うことを基本として、配当性向の向上、内部留保などを勘案して決定いたします。

自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

上記の方針に基づき、当期の年間配当金は１株につき３円とさせていただきます。

〜〜

（注）本事業報告中、金額・株式数・比率等は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成26年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,078,379**	**流動負債**	**3,698,327**
現金及び預金	4,702,740	支払手形及び買掛金	763,921
受取手形及び売掛金	4,360,763	短期借入金	430,000
商品及び製品	140,458	1年内返済予定の長期借入金	877,934
仕掛品	429,221	リース債務	56,429
繰延税金資産	260,631	未払金	925,593
その他	193,204	未払法人税等	79,045
貸倒引当金	△8,640	賞与引当金	247,455
固定資産	**3,882,027**	受注損失引当金	38,967
（有形固定資産）	**(263,018)**	その他	278,980
リース資産	117,829	**固定負債**	**3,569,783**
その他	145,189	長期借入金	836,680
（無形固定資産）	**(371,391)**	リース債務	67,924
ソフトウエア	370,687	退職給付に係る負債	2,637,599
その他	703	長期未払金	27,580
（投資その他の資産）	**(3,247,616)**	**負債合計**	**7,268,110**
投資有価証券	1,356,095	**純資産の部**	
繰延税金資産	1,200,982	科目	金額
差入保証金	228,215	**株主資本**	**6,638,050**
その他	493,173	**（資本金）**	**(3,775,100)**
貸倒引当金	△30,850	**（資本剰余金）**	**(2,802,258)**
		（利益剰余金）	**(194,372)**
		（自己株式）	**(△133,679)**
		その他の包括利益累計額	**54,244**
		（その他有価証券評価差額金）	**(76,270)**
		（為替換算調整勘定）	**(22,540)**
		（退職給付に係る調整累計額）	**(△44,566)**
		純資産合計	**6,692,295**
資産合計	**13,960,406**	**負債及び純資産合計**	**13,960,406**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成25年４月１日
至　平成26年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		15,374,787
売上原価		11,879,810
売上総利益		3,494,976
販売費及び一般管理費		3,196,389
営業利益		298,587
営業外収益		
受取利息及び配当金	27,214	
有価証券売却益	26,421	
保険配当金	25,344	
その他営業外収益	30,762	109,742
営業外費用		
支払利息	35,191	
持分法による投資損失	191,409	
その他営業外費用	19,721	246,323
経常利益		162,006
特別損失		
固定資産除売却損	6,501	6,501
税金等調整前当期純利益		155,505
法人税、住民税及び事業税	61,840	
法人税等調整額	49,877	111,718
少数株主損益調整前当期純利益		43,786
当期純利益		43,786

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成25年４月１日
至　平成26年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年４月１日残高	3,775,100	2,803,202	218,623	△138,289	6,658,636
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△68,038		△68,038
当期純利益			43,786		43,786
自己株式の取得				△52	△52
自己株式の処分		△944		4,661	3,717
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		△944	△24,251	4,609	△20,585
平成26年３月31日残高	3,775,100	2,802,258	194,372	△133,679	6,638,050

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成25年４月１日残高	5,260	792		6,052	6,664,689
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△68,038
当期純利益					43,786
自己株式の取得					△52
自己株式の処分					3,717
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	71,010	21,747	△44,566	48,191	48,191
連結会計年度中の変動額合計	71,010	21,747	△44,566	48,191	27,605
平成26年３月31日残高	76,270	22,540	△44,566	54,244	6,692,295

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成26年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**9,521,065**	**流動負債**	**3,555,405**
現金及び預金	4,348,950	支払手形	117,913
受取手形	110,020	買掛金	579,630
売掛金	4,151,849	短期借入金	400,000
商品及び製品	93,496	1年内返済予定の長期借入金	869,920
仕掛品	429,221	リース債務	56,429
前払費用	97,818	未払金	1,040,103
繰延税金資産	207,901	未払法人税等	68,574
未収入金	23,657	預り金	95,817
その他	66,790	賞与引当金	187,135
貸倒引当金	△8,640	受注損失引当金	38,967
固定資産	**3,989,347**	その他	100,914
（有形固定資産）	**(246,136)**	**固定負債**	**3,308,739**
建物	110,910	長期借入金	836,680
工具、器具及び備品	17,395	リース債務	67,924
リース資産	117,829	退職給付引当金	2,378,655
（無形固定資産）	**(361,510)**	長期未払金	25,480
ソフトウエア	360,806	**負債合計**	**6,864,145**
その他	703	**純資産の部**	
（投資その他の資産）	**(3,381,701)**	科目	金額
投資有価証券	1,353,095	**株主資本**	**6,569,997**
関係会社株式	123,000	**（資本金）**	**(3,775,100)**
関係会社出資金	144,416	**（資本剰余金）**	**(2,802,258)**
長期前払費用	2,879	資本準備金	2,232,620
繰延税金資産	1,107,402	その他資本剰余金	569,638
差入保証金	197,443	資本準備金減少差益	569,638
保険積立金	74,637	**（利益剰余金）**	**(126,318)**
その他	409,495	その他利益剰余金	126,318
貸倒引当金	△30,670	繰越利益剰余金	126,318
		（自己株式）	**(△133,679)**
		評価・換算差額等	**76,270**
		(その他有価証券評価差額金)	**(76,270)**
		純資産合計	**6,646,268**
資産合計	**13,510,413**	**負債及び純資産合計**	**13,510,413**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成25年４月１日
至　平成26年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**14,645,339**
売上原価		**11,488,059**
売上総利益		**3,157,280**
販売費及び一般管理費		**2,912,553**
営業利益		**244,726**
営業外収益		
受取利息及び配当金	27,154	
有価証券売却益	26,421	
保険配当金	24,163	
その他営業外収益	27,157	104,897
営業外費用		
支払利息	33,801	
その他営業外費用	1,105	34,907
経常利益		**314,716**
特別損失		
関係会社株式評価損	129,409	
関係会社社債評価損	62,000	191,409
税引前当期純利益		**123,306**
法人税、住民税及び事業税	**47,889**	
法人税等調整額	**25,203**	**73,093**
当期純利益		**50,212**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成25年４月１日
至　平成26年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成25年４月１日残高	3,775,100	2,232,620	570,582	2,803,202
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△944	△944
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計			△944	△944
平成26年３月31日残高	3,775,100	2,232,620	569,638	2,802,258

（単位：千円）

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成25年４月１日残高	144,144	144,144	△138,289	6,584,157
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△68,038	△68,038		△68,038
当期純利益	50,212	50,212		50,212
自己株式の取得			△52	△52
自己株式の処分			4,661	3,717
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	△17,825	△17,825	4,609	△14,160
平成26年３月31日残高	126,318	126,318	△133,679	6,569,997

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成25年４月１日残高	5,260	5,260	6,589,418
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△68,038
当期純利益			50,212
自己株式の取得			△52
自己株式の処分			3,717
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	71,010	71,010	71,010
事業年度中の変動額合計	71,010	71,010	56,850
平成26年３月31日残高	76,270	76,270	6,646,268

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年５月９日

日本コンピューター・システム株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　堤　　佳　史　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　口　圭　介　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本コンピューター・システム株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コンピューター・システム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、会社は平成26年３月25日開催の取締役会において、会社を存続会社、株式会社アクセスを消滅会社とする合併を決議し、同日付で合併契約を締結している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類の一部であります。なお法令及び当社定款第15条に基づき記載していない「連結計算書類の連結注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ncs.co.jp/ir/shareholder.html）に掲載しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年５月９日

日本コンピューター・システム株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　堤　　佳　史　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　口　圭　介　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本コンピューター・システム株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、会社は平成26年３月25日開催の取締役会において、会社を存続会社、株式会社アクセスを消滅会社とする合併を決議し、同日付で合併契約を締結している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類は、会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした計算書類の一部であります。なお法令及び当社定款第15条に基づき記載していない「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ncs.co.jp/ir/shareholder.html）に掲載しております。

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各部門（子会社を含む）において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年５月15日

日本コンピューター・システム株式会社　監査役会

常勤監査役　北　本　壽　一　㊞

社外監査役　白　井　裕　之　㊞

社外監査役　生　田　　誠　㊞

（注）本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。なお法令及び当社定款第15条に基づき記載していない「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ncs.co.jp/ir/shareholder.html）に掲載しております。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　当社と株式会社アクセスとの合併契約承認の件

当社は平成26年３月25日に株式会社アクセス（以下「アクセス」といいます。）との間で、当社を吸収合併存続会社、アクセスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）の方式による合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本合併契約の承認をお願いいたしたいと存じます。

１．合併を行う理由

我が国における総人口は2006年以降減少に転じており、総量としての国内需要は今後減衰していくことが予想されますが、ＩＴ（Information Technology）は、その質を高度化させながら益々その重要性を増し、「人口減少社会」における「革新の原動力」として、今後の日本経済の競争力を支える最も重要な要素となっていくものと考えられます。現在、社会のエンジンとして稼動している膨大なソフトウェア資産の有用な部分を活かしつつ、お客様の規模、業種・業態に応じた各種ソリューション群と融合させ、新たなテクノロジーとしてのクラウドサービス、スマートデバイス、セキュリティ対策、ビッグデータ等へ対応するなど、お客様の競争力向上に寄与するＩＴサービスの提供が重要となってまいります。特に、中堅規模のユーザーにおいては、上記のような競争力向上に資するような適切な提案を得られる機会が少ないと言えます。一方、依然として我が国におけるＩＴの維持コストは高止まりをしており、システムの保守・運用コスト削減は、お客様が抱える重要な課題となっております。このように外部経営環境や技術動向が急速に変化する中で、情報システム産業界の担う役割は益々重要になってきております。

その様な状況下において、当社及びアクセスは、両社が保有する経営資源、取引先基盤、蓄積技術等を統合することで持続的成長ができるより強固な経営基盤を確立し、両社が属する情報サービス産業界において、確固たる地位を獲得することを目指して、今回両社対等の精神による合併を行うこととしました。

当社とアクセスは、ともに独立系の情報サービス企業として成長して参りました。当社は、創業から約50年の社歴を有し、官公庁、金融、製造、流通サービスと多岐にわたる業務分野と優良かつ広範な取引先基盤を有しているのが大きな特徴であります。一方アクセスは、関西地区を主力基盤として、1994年の創業以来、『高品質・高生産性』のシステムをお客様に提供することを理念に掲げ、アクセスが得意とするリエンジニアリング技術を

用い独自開発した可視化ツール『REVERSE　PLANET』を活かしたシステムの可視化ソリューションとしての展開や、金融系の業務分野と社会インフラとして今後益々重要性が増すと予想される信用情報の業務分野を中心とした豊富な経験と高い技術力を有していることに大きな特徴があります。

そして、当社とアクセスは、お互いの特徴が異なることから、統合会社が一体となってお客様のニーズに則した、より高品質なサービスの提供に努めることで大きな相乗効果をあげることが可能と考えております。具体的には、金融市場において、中堅クラスの銀行、ノンバンク、生損保会社に対する可視化ソリューションの提供により市場の裾野を拡大します。また、民間市場においては、年商数十億～数百億クラスの中堅企業に対し、当社の業種業務ノウハウとアクセスの可視化ソリューションを合体させた、画期的なフルアウトソーシングモデル『ＡＭＯサービス』の提供を実現します。

今般の統合の方式につきまして、前記の統合目的のスムーズな実現を図り、統合効果の最大化をより早期に実現するために、資本提携や業務提携、或いは共同持株会社方式等ではなく、合併による方式が最良と判断いたしました。合併後の新会社は、両社の特徴を活かし、相乗効果と機能補完を図ることにより、企画から保守・運用までＩＴのライフサイクルに係るお客様の課題を一貫して解決できる企業となることを目標に、これまでの経営資源、技術ノウハウ等を活かしつつ、企業価値の更なる向上を目指し、対等の精神をもって事業運営を行うことで、両社株主をはじめ従業員を含めた全てのステークホルダーの期待に応えて参る所存であります。

２．合併契約の内容

当社及びアクセスが平成26年３月25日付で締結した本合併契約の内容は、以下のとおりです。

合　併　契　約　書（写）

日本コンピューター・システム株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社アクセス（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社）
甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

第２条（商号及び住所）
甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。
(1)　甲：　吸収合併存続会社
　　商号：　日本コンピューター・システム株式会社
　　住所：　大阪府大阪市中央区城見一丁目3番7号
(2)　乙：　吸収合併消滅会社
　　商号：　株式会社アクセス
　　住所：　大阪府大阪市西区江戸堀一丁目12番8号

第３条（合併に際して交付する金銭等）
1 甲は、本合併に際して、第5条に定める本合併が効力を生ずる日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数（会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式数を除く。）に5308を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2 前項の対価の割り当てについては、甲は、本合併に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の株式1株につき、甲の普通株式5308株の割合をもって割り当てるものとする。

第４条（資本金及び準備金の額）
甲が本合併により増加すべき資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は次のとおりとする。
① 資本金　　０円
② 資本準備金　　０円
③ その他資本剰余金　会社計算規則の定めに従い、当該金額を決定する
④ 利益準備金　　０円
⑤ その他利益剰余金　０円

第５条（効力発生日）
本合併が効力を生ずる日は、平成26年８月１日（以下「効力発生日」という。）とする。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の理由により、甲及び乙の合意により、これを変更することができる。

第６条（株主総会）
甲及び乙は、平成26年６月30日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。なお、甲及び乙は、本契約締結日時点において、当該各株主総会が平成26年６月20日に開催される予定であることを確認する。

第７条（従業員）
　甲は、効力発生日において、乙の全従業員を甲の従業員として引継ぐものとし、その労働条件については、別途、甲及び乙が協議の上、これを定める。

第８条（管理執行義務）
　甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって財産の管理及び事業の執行を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ協議し、合意の上、これを行うものとする。

第９条（会社財産の引き継ぎ）
　乙は、その作成による平成26年３月31日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日においてその資産、負債及び権利義務の全部を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

第10条（情報提供）
　甲及び乙は、平成25年9月30日から効力発生日までの期間において、資産、負債及び権利義務に重要な変動をもたらす事象が生じた場合、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ相手方当事者に対し、当該事象に関する情報を提供するものとする。

第11条（退職慰労金）
　乙は、効力発生日までの間において、事前に甲と協議し合意の上、乙の株主総会の決議に基づき、本契約締結日現在の乙の退職慰労金支給基準に従って、その取締役及び監査役に対して退職慰労金の支給を行うものとする。

第12条（本合併後の存続会社の概要）
　本合併後の存続会社の概要は以下のとおりとする。
　① 本社所在地：　甲の現本店所在地（大阪府大阪市中央区城見一丁目3番7号）
　② 商　　号：　ＮＣＳ＆Ａ株式会社
　③ 代表取締役：　甲の代表取締役社長である松木謙吾を代表取締役社長とする。
　④ 決　算　期：　３月31日

第13条（合併条件の変更及び合併契約の解除）
　本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲又は乙の財産、経営状態に重要な変動を生じた場合、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合、その他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙は協議し合意のうえ、本合併に係る条件を変更、又は本契約を解除することができる。

第14条（本合併の失効）
　本契約は、第6条に定める期限までに、甲若しくは乙の株主総会における承認又は法令に定める関係官庁の承認若しくは許認可が得られなかった場合、その効力を失う。

第15条（協議事項）
　本契約に定める事項のほか、本合併に関して協議すべき事項が生じた場合には、甲及び乙は協議のうえ、これを定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年３月25日

甲：　大阪府大阪市中央区城見一丁目3番7号
日本コンピューター・システム株式会社
代表取締役社長　松木　謙吾　　　㊞

乙：　大阪府大阪市西区江戸堀一丁目12番8号
株式会社アクセス
代表取締役社長　小路口　謙治　　㊞

～～

３．会社法施行規則第191条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

①本合併に係る割当ての内容

当社は、本合併に際して、合併期日前日の最終の時におけるアクセスの各株主に対し、その有するアクセスの株式１株に対して当社の株式5,308株を割当て交付いたします。

	当社 （吸収合併存続会社）	アクセス （吸収合併消滅会社）
本合併に係る割当ての内容 （合併比率）	1	5,308

（注）１．本合併により交付する当社の株式数：10,026,812株（予定）
なお、当社はその保有する自己株式を本合併による株式の割当てには充当いたしません。
また、本合併により交付する株式数は、アクセスの自己株式数の変動等により、今後修正される可能性があります。

２．アクセスが保有する自己株式（平成26年３月25日現在：52,861株)、及び当社が保有するアクセスの株式（平成26年３月25日現在：250株）については本合併による株式の割当ては行いません。

②本合併に係る割当ての内容の算定根拠等

・算定の基礎

当社及びアクセスは、本合併の合併比率（以下「本合併比率」といいます。）の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した第三者算定機関に合併比率に関する財務分析を依頼することとし、当社はＮＥＣキャピタルソリューション株式会社（以下「ＮＥＣＡＰ」といいます。）を、アクセスはビバルコ・ジャパン株式会社（以下「ビバルコ・ジャパン」といいます。）をそれぞれ起用し、合併比率算定書を受領いたしました。

ＮＥＣＡＰは、当社については市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行い、さらに多角的な分析を行うために、類似会社比較法については、(ア)平成25年９月期実績に基づく株価純資産倍率（PBR)、(イ)企業価値のEBITDA予想値に対する倍率(EV/EBITDA倍率）をそれぞれ使用し算定を行っております。当社の１株当たりの株式価値を１とした場合の各手法における合併比率の算定結果は、以下のとおりです。

評価方法		合併比率の算定レンジ
当社	アクセス	
市場株価平均法	類似会社比較法（ア）	4,550～6,008
市場株価平均法	類似会社比較法（イ）	3,868～4,601
類似会社比較法（ア）	類似会社比較法（ア）	3,070～3,850
類似会社比較法（イ）	類似会社比較法（イ）	3,954～4,503
DCF法	DCF法	4,401～5,339

なお、市場株価平均法については、平成26年３月24日を算定基準日（以下「基準日」といいます。）として、東京証券取引所市場第二部における、基準日から遡る１週間、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の株価終値平均を採用いたしました。

ＮＥＣＡＰは、合併比率の算定に際して、提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、合併比率の算定に際して、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。ＮＥＣＡＰの合併比率の算定は、平成26年３月24日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成または検討されたことを前提としております。

一方ビバルコ・ジャパンは、複数の株式価値算定手法の中から両社が発行している普通株式の株式価値算定にあたり、採用すべき算定手法を検討の上、両社が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、東京証券取引所市場第二部に上場している当社の株式については、市場株価法、及び将来の事業活動の状況を算定に反映させるためDCF法を用いて算定を行い、アクセスの株式については、同社が非上場会社であり市場株価が存在しないことから、類似会社比較法、及び当社同様、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためDCF法を用いて算定を行っております。ビバルコ・ジャパンが上記各手法に基づき算定した、当社の株式１株あたり株式価値を１とした場合の各手法の算定レンジは以下のとおりです。

評価方法		合併比率の算定レンジ
当社	アクセス	
市場株価法	類似会社比較法	3,305～6,880
DCF法	DCF法	3,592～6,515

なお、当社における市場株価法では、合併に向けた基本合意書締結が公表された平成25年12月16日以降の株価は合併のシナジーが反映されているため、当社の普通株式の平成25年12月16日以前の１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の株価終値の平均値に基づき当社の普通株式の価値を算定しており、アクセスにおける類似会社比較法では、アクセスとの事業モデルの類似性を基準として類似会社を抽出した上、EV/EBITDA倍率、PER倍率、並びにPBR倍率を用いて、アクセスの普通株式の価値を算定しております。

ビバルコ・ジャパンは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。また、ビバルコ・ジャパンの合併比率の算定は、平成26年３月19日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。なお、ビバルコ・ジャパンによる合併比率算定書は、アクセスの取締役会が合併比率を決定する際の参考情報として作成されたものであり、当社とアクセス間で合意・決定された合併比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、ＮＥＣＡＰ及びビバルコ・ジャパンがDCF法による算定の前提とした両社の利益計画は、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。当社については、平成27年３月期において、目下取り組んでいる共通基盤構築による開発コストの低減やアライアンス戦略が結実すること等により、３億円程度の増益が見込まれるためであり、アクセスについては、平成27年３月期から平成30年３月期までにおいて、すでに実施している構造改革の効果等が寄与することに加えて、金融ソリューション及び可視化ソリューション等の伸長による増収効果等により、年間数千万円から２億円程度の増益が見込まれるためです。

・算定の経緯

当社及びアクセスは、それぞれ起用した第三者算定機関から提出を受けた合併比率の算定結果を慎重に検討し、また各社において両社の財務状況、業績傾向、将来の見通し等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記３．(1)①記載の本合併比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、平成26年３月25日に開催された両社の取締役会にて本合併比率によって本合併を行うことを決定し、同日、両社間で本合併契約を締結いたしました。

・第三者算定機関との関係

第三者算定機関であるＮＥＣＡＰ及びビバルコ・ジャパンは、それぞれ当社及びアクセスの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

・上場維持の見込み

本合併における存続会社である当社の普通株式は、本合併の効力発生以後も引き続き、東京証券取引所市場第二部において上場を維持する見込みであります。

・公正性を担保するための措置

本合併の検討にあたって、当社及びアクセスは、本合併に係る合併比率の公正性を担保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することといたしました。

当社は、第三者算定機関であるＮＥＣＡＰ、アクセスは、第三者算定機関であるビバルコ・ジャパンにそれぞれ本合併に係る合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして各社検討のうえ、両社で協議を行い、上記３．(1)①記載の合併比率により本合併を行う旨合意いたしました。なお、当社及びアクセスは、それぞれの第三者算定機関から、フェアネス・オピニオンを取得しておりません。

また、法務アドバイザーとして、当社は弁護士法人北浜法律事務所、アクセスは弁護士法人御堂筋法律事務所を選任し、法的な観点から本合併の適切な手続き及び対応等について助言を受けました。

・利益相反を回避するための措置

本合併にあたって、当社とアクセスの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

③当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、本合併に際し、資本金、資本準備金及び利益準備金の額のいずれも増加させないこととしておりますが、これは、本合併後の当社の機動的かつ柔軟な資本政策を可能にすべく、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 本合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

アクセスは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(3) アクセスについての最終事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）に係る計算書類等の内容

アクセスの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、同封の「株式会社アクセスの最終事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）に係る計算書類等の内容」に記載のとおりであります。

(4) アクセスにおいて最終事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(5) 当社において最終事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

平成26年８月１日に予定しております株式会社アクセスとの合併による経営統合（以下「本合併」といいます。）に伴い、定款の一部を以下のとおり変更することにつきまして、決議をお願いするものであります。

なお、この定款一部変更の効力は、第１号議案が原案どおり承認可決され、株式会社アクセスとの合併の効力が発生することを条件として、同合併の効力発生日（平成26年８月１日予定）に生じることといたします。

(1) 商号の変更

商号をＮＣＳ＆Ａ株式会社（英文表記：NCS&A CO.,LTD.）に変更するものであります（変更案第１条）。

(2) 事業目的に関する変更

本合併に伴い、所要の変更を行うものであります（変更案第２条）。

(3) 発行可能株式総数の変更

本合併に備えるとともに、合併後も機動的な資本政策を遂行することができるよう、発行可能株式総数を32,760,000株から60,000,000株に増加させるものであります（変更案第６条）。

(4) 取締役の員数に関する規定の変更

本合併に伴い、取締役の員数を増加させるものであります（変更案第18条）。

(5) 社外役員との責任限定契約に関する変更

社外取締役及び社外監査役との責任を限定する契約の賠償責任限度額を、法令の定める最低責任限度額に変更するものであります（変更案第28条及び第36条）。なお、第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所であります。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（商号） 第１条　当会社は、日本コンピューター・システム株式会社と称し、英文では、NIPPON COMPUTER SYSTEM CO.,LTD. と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、ＮＣＳ＆Ａ株式会社と称し、英文では、NCS&A CO.,LTD. と表示する。

現　行　定　款	変　　更　　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．コンピュータソフトウェアの開発及び販売 ２．情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービス ３．コンピュータ利用技術の調査、研究、教育等のコンサルタント業務 ４．コンピュータシステムの運営管理の受託 ＜新設＞ ＜新設＞ ５．コンピュータ機器、通信機器及び周辺機器の販売、リース、賃貸及び保守 ６．コンピュータ機器用附属品、部品の販売 ７．コンピュータ機器用消耗品の販売 ８．労働者派遣業 ＜新設＞ ＜新設＞ ９．損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業務 10．生命保険の募集に関する業務 11．前各号に附帯する一切の業	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．コンピュータソフトウェアの開発及び販売 ２．情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービス ３．コンピュータ利用技術の調査、研究、教育等のコンサルタント業務 ４．コンピュータシステムの運営管理の受託 ５．データ入力並びに計算処理の受託とオンラインサービス ６．データベースの作成及び提供業務 ７．コンピュータ機器、通信機器及び周辺機器の販売、リース、賃貸及び保守 ８．コンピュータ機器用附属品、部品、消耗品の販売 ＜削除＞ ９．労働者派遣業 10．電気通信事業法に基づく電気通信回線の転売、転貸業 11．不動産の賃貸、転貸に関する業務 12．損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業務 13．生命保険の募集に関する業務 14．前各号に附帯する一切の業務
第３条～第５条　＜条文省略＞	第３条～第５条　＜現行どおり＞
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、32,760,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。
第７条～第17条　＜条文省略＞	第７条～第17条　＜現行どおり＞
（員数） 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の取締役は、15名以内とする。
第19条～第27条　＜条文省略＞	第19条～第27条　＜現行どおり＞

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第29条～第35条　＜条文省略＞	第29条～第35条　＜現行どおり＞
（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第37条～第43条　＜条文省略＞	第37条～第43条　＜現行どおり＞

第３号議案　取締役14名選任の件

取締役全員（８名）は本総会終結の時をもって任期満了となり、また平成26年８月１日に予定しております当社と株式会社アクセスとの合併による経営統合（以下「本合併」といいます。）以後の経営体制の強化及び充実を図るため、取締役を増員することとし、取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりでありますが、候補者番号10～14の候補者は、本合併に際し就任することとなる取締役でありますので、その選任の効力は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成26年８月１日予定）をもって生じることといたします。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	松木謙吾（まつき けんご） （昭和26年12月10日生）	平成６年１月　当社入社 平成８年４月　当社事業企画推進本部長 平成９年６月　当社取締役事業企画推進本部長 平成12年６月　当社常務取締役 平成16年３月　恩喜愛思（上海）計算機系統有限公司董事長 平成16年５月　当社代表取締役専務 平成17年４月　当社代表取締役社長（現在に至る） 平成19年６月　エヌシーエステクノロジー㈱（現エブリ㈱）代表取締役社長 平成23年６月　オーエーエンジニアリング㈱（現エブリ㈱）代表取締役社長	103,843株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	濱口忠三（はまぐちちゅうぞう） （昭和24年10月８日生）	昭和43年４月　当社入社 平成14年４月　当社第一ＳＩ営業本部長 平成15年６月　当社取締役ＳＩ営業本部長 平成18年６月　当社取締役執行役員常務ＳＩ事業営業本部長 平成19年４月　当社取締役執行役員常務ＳＩ事業本部長 平成22年４月　当社取締役執行役員常務事業推進本部担当　第一、第二、第三事業本部担当　名古屋支社担当 平成22年６月　当社取締役執行役員専務事業推進本部担当　第一、第二、第三事業本部担当　名古屋支社担当 平成23年４月　当社取締役執行役員専務第一、第二、第三事業本部担当 平成24年４月　当社代表取締役執行役員専務 （現在に至る）	79,320株
3	高原宏和（たかはらひろかず） （昭和28年９月４日生）	昭和52年４月　日本電気㈱入社 平成20年８月　同社金融ソリューション事業本部長 平成22年４月　同社執行役員金融ソリューション事業本部長 平成22年６月　当社社外取締役 平成23年７月　日本電気㈱執行役員 平成25年４月　当社取締役東京本社担当 平成25年６月　当社取締役執行役員常務東京本社担当 （現在に至る）	8,092株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	山口満之（やまぐち みつゆき） (昭和30年４月10日生)	昭和54年４月　当社入社 平成18年４月　当社ソリューション事業本部営業事業部長 平成21年４月　当社執行役員名古屋支社長 平成23年４月　当社執行役員第三事業本部長 平成23年６月　当社取締役執行役員第三事業本部長 平成24年４月　当社取締役執行役員第二事業本部長 平成26年４月　当社取締役執行役員常務統合推進担当 (現在に至る)	24,241株
5	石原清和（いしはら きよかず） (昭和31年６月23日生)	昭和56年４月　当社入社 平成19年４月　当社ＳＩ事業本部第四ＳＩ開発事業部長 平成20年４月　当社執行役員ＳＩ事業本部第四ＳＩ開発事業部長 平成21年４月　当社執行役員ＳＩ事業本部第四ＳＩ事業部長 平成22年４月　当社執行役員第二事業本部長 平成22年６月　当社取締役執行役員第二事業本部長 平成24年４月　当社取締役執行役員第一事業本部長 (現在に至る)	28,976株
6	高森正延（たかもり まさのぶ） (昭和32年１月21日生)	昭和55年４月　当社入社 平成18年４月　当社ＳＩ事業開発本部事業推進部長 平成19年４月　当社企画本部生産管理部長 平成20年４月　当社執行役員ＰＭＯ推進室長 平成22年４月　当社執行役員事業推進本部副本部長 平成23年４月　当社執行役員事業推進本部長 平成23年６月　当社取締役執行役員事業推進本部長 (現在に至る)	16,441株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	山下政司（やました まさし） （昭和36年４月28日生）	昭和61年８月　当社入社 平成18年４月　当社業務推進部長 平成20年４月　当社計画管理部長兼ソフトウェア購買部長 平成22年４月　当社執行役員経営管理室長 平成24年４月　当社執行役員管理本部長 平成24年４月　恩喜愛思（上海）計算機系統有限公司董事長（現在に至る） 平成24年６月　当社取締役執行役員管理本部長（現在に至る） ［重要な兼職の状況］ 恩喜愛思（上海）計算機系統有限公司董事長	13,679株
8	辻隆博（つじ たかひろ） （昭和35年６月６日生）	昭和58年４月　当社入社 平成21年４月　当社ソリューション事業本部営業事業部長 平成22年４月　当社執行役員第三事業本部ソリューション営業事業部長 平成23年４月　当社執行役員第三事業本部第一ソリューション事業部長 平成24年４月　当社執行役員第二事業本部第一ソリューション事業部長 平成26年４月　当社執行役員第二事業本部長（現在に至る）	3,202株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	重松孝司（しげまつ たかし） (昭和23年10月26日生)	昭和46年９月　昭和監査法人（現　新日本有限責任監査法人）入社 昭和56年７月　公認会計士登録 平成７年６月　太田昭和監査法人（現　新日本有限責任監査法人）代表社員 平成19年７月　新日本監査法人（現　新日本有限責任監査法人）常任理事 平成21年９月　重松公認会計士事務所開設　代表（現在に至る） 平成22年６月　㈱アクセス社外監査役（現在に至る） 平成24年７月　大阪市公正職務審査委員会委員 平成25年６月　ワタベウエディング㈱社外監査役（現在に至る） ［重要な兼職の状況］ 重松公認会計士事務所　代表 ㈱アクセス社外監査役 ワタベウエディング㈱社外監査役	0株
10	小路口謙治（こじぐち けんじ） (昭和34年１月16日生)	平成６年７月　㈱アクセス入社　取締役第２事業本部プロジェクト担当部長 平成18年８月　同社代表取締役専務 平成20年４月　同社代表取締役専務辞任 平成20年６月　同社取締役辞任 平成20年10月　同社執行役員 平成21年４月　同社業務統括本部長 平成22年６月　同社取締役 平成22年10月　同社管理本部長 平成23年４月　同社社長補佐 平成23年８月　同社代表取締役社長（現在に至る）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11	河上　正（かわかみ　ただし） （昭和37年７月19日生）	平成６年８月　㈱アクセス入社 平成15年６月　同社取締役 平成16年12月　同社常務取締役 平成19年６月　同社取締役辞任 平成22年７月　同社執行役員 平成22年10月　同社業務統括本部製造統括兼オフショア推進ビジネスユニット長 平成23年４月　同社社長室長 平成25年５月　同社システム開発部統括（現在に至る） 平成25年６月　同社取締役（現在に至る）	0株
12	草薙正利（くさなぎ　まさとし） （昭和28年２月18日生）	昭和50年４月　明治生命保険相互会社（現　明治安田生命保険相互会社）入社 平成15年１月　明治生命保険相互会社（現　明治安田生命保険相互会社）より明治安田システム・テクノロジー㈱へ出向 平成15年６月　明治安田システム・テクノロジー㈱取締役第三営業部長 平成17年４月　明治安田生命保険相互会社より㈱ＢＴＳへ出向 同社執行役員営業部長 平成21年９月　㈱アクセス入社　営業ビジネスユニット長 平成22年４月　同社営業本部長 平成23年４月　同社執行役員 平成25年５月　同社金融ソリューション部長（現在に至る） 平成25年６月　同社取締役（現在に至る）	0株
13	実近哲也（さねちかてつや） （昭和28年10月22日生）	昭和52年４月　朝日ビジネスコンサルタント㈱入社 昭和57年10月　明生システムサービス㈱（現　明治安田システム・テクノロジー㈱）入社 平成16年６月　明治安田システム・テクノロジー㈱常務取締役 平成25年４月　㈱アクセス入社　執行役員営業部管掌（現在に至る）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
14	呂（ろ） 興平（こうへい） (昭和39年７月22日生)	平成６年９月　㈱アクセス入社 平成12年10月　阿克塞斯軟件（上海）有限公司董事 平成18年12月　同社総経理 （現在に至る） 平成19年６月　㈱アクセス取締役 （現在に至る） 平成19年７月　阿克塞斯軟件（上海）有限公司董事長 （現在に至る） ［重要な兼職の状況］ 阿克塞斯軟件（上海）有限公司董事長兼総経理	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．重松孝司氏は社外取締役候補者であり、選任が承認された場合、同氏は新たに東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
３．重松孝司氏につきましては、長年にわたり公認会計士として企業の監査業務にあたるなどの様々な経験や見識を活かして、当社の経営に対し的確な助言をいただき、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、その選任をお願いするものであります。
４．重松孝司氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。なお、第２号議案が原案どおり承認可決された場合には、定款一部変更の効力が発生する日（平成26年８月１日予定）に、当社は同氏との間で、新たに会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その場合、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役生田誠氏は辞任いたしますので、新たに監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
平田正憲（ひらた まさのり） （昭和47年２月21日生）	平成９年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） 平成９年４月　御堂筋法律事務所（現　弁護士法人御堂筋法律事務所）入所 平成15年１月　弁護士法人御堂筋法律事務所社員（現在に至る） 平成19年６月　㈱アクセス社外監査役（現在に至る） ［重要な兼職の状況］ 弁護士法人御堂筋法律事務所社員 ㈱アクセス社外監査役	0株

（注）１．平田正憲氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．平田正憲氏は社外監査役候補者であります。

３．平田正憲氏につきましては、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

４．平田正憲氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。なお、第２号議案が原案どおり承認可決された場合には、定款一部変更の効力が発生する日（平成26年８月１日予定）に、当社は同氏との間で、新たに会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その場合、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
里井義昇（さとい よしのり） （昭和37年12月10日生）	平成８年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） 平成８年４月　髙木茂太市法律事務所（現髙木・里井法律事務所）入所 （現在に至る） 平成18年２月　象印マホービン㈱社外監査役 （現在に至る） ［重要な兼職の状況］ 髙木・里井法律事務所弁護士 象印マホービン㈱社外監査役	5,000株

（注）１．里井義昇氏と当社は、法律顧問契約を締結しております。
２．里井義昇氏は、社外監査役候補者であります。
３．里井義昇氏につきましては、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、予め補欠監査役として選任をお願いするものであります。
４．里井義昇氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。なお、第２号議案が原案どおり承認可決された場合、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

（大阪市中央区城見一丁目３番７号　松下IMPビル16階　当社本社会議室）

JR大阪環状線	「京橋」駅より徒歩７分
JR東西線	「大阪城北詰」駅より徒歩７分
京阪本線	「京橋」駅より徒歩７分
地下鉄長堀鶴見緑地線	「大阪ビジネスパーク」駅すぐ

※当日は駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。